慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大師流継承者としての近衛家熙
Sub Title	Konoe Iehiro as a calligrapher of the Daishi school
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2006
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.90, (2006. 6) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00900001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大師流継承者としての近衛家熙

緑川　明憲

一　はじめに

江戸時代中期に活躍し立花や茶道など諸芸に秀で、そのうち能書として最も著名な近衛家熙（一六六七―一七三六）が、名筆劇跡の臨模を通じて上代様を基礎とした家熙独自の書風を確立したことは既に周知の事実であるが、その一方で空海の書跡を憧憬し、上賀茂社の社家の人々を中心に地下の流派として行われていた大師流の書の伝授を受けており、大師流の継承者としても知られている。家熙が大師流を継承した意義については従来あまり言及されていないようであるが[1]、本稿ではこの点に着目し、空海の書跡が尊重されてきた流れと、家熙が空海を憧憬し大師流の伝授を受けるまでの経緯、さらには家熙が大師流を継承したことによって後世に与えた影響について考察する。

二　大師流成立までの空海

近衛家熙の大師流継承を具体的に検討するために、わが国の書道史において空海がどのように位置づけられ、またそ

の書跡がどの程度尊重されてきたのかという点について確認してみたい。

三筆のひとりとして知られる空海の著作のひとつ『遍照発揮性霊集』巻三所収「勅賜屏風書了即献表并詩」には「令空海。書両巻古今詩人秀句者。忽奉天命」とあり、また『続日本後紀』では空海を「草聖」（草書の名人）であるとしており、これらの記事から早くも空海の在世当時にはその能書としての名声が非常に高かったことが判明する。このうち平安時代中期の書物には空海を能書とする記事はあまりみられず、その書跡の尊重がどの程度の広がりをみせていたかは不明であるが、院政期に入ると『江談抄』第二の二十一話や『本朝無題詩』巻十の藤原敦光の「晩秋高野山言志」をはじめ、諸書に空海をわが国の能書の筆頭であるとする記事が散見され、以後永く「空海＝能書」という考えは定着していくのである。

また、単にその書跡を尊重するばかりでなく、院政期以降にはそれらに特別な霊験があるものとして考えられるようにもなった。元永元年（一一一八）に成立したとされる『高野大師御広伝』巻下にみられる、空海が「天地合」の三字を書いた柱を洗った水を飲むと疫病から逃れられる話、あるいは空海の書いた皇嘉門の額字には精霊が宿っているといった話が最古の例として挙げられよう。これに類する話は『江談抄』第一の二十七話や『本朝神仙伝』九、『平治物語』下「清盛出家の事并瀧詣付悪源太雷電となる事」、『古今著聞集』巻七「弘法大師等大内十二門の額を書すこと并行成美福門の額修飾の事」、さらに室町時代の『看聞日記』応永二十三年（一四一六）九月二十二日条などにみられ、枚挙に暇がない。なお空海は大内裏十二門の額のうち南面の美福門・朱雀門・皇嘉門の三門の額字を書いたが、[2]『高野大師御広伝』では皇嘉門の額字に精霊が宿るとしていたものが、『本朝神仙伝』では朱雀門の額字に、さらに『古今著聞集』では美福門の額字に精霊が宿るとしており、総じて空海の書いたいずれの額字にも精霊が宿っていることになろう。こ

れらから、空海の書跡は薬になる、あるいは護符にするなどの信仰の対象としても時代を超えて尊重されていたことがわかる。

では、このように書跡が特別視され続けてきた空海は、和歌における柿本人麿や蹴鞠における藤原成通のようにその道の神として、筆道における神と捉えられていたのだろうか。平安時代末期成立の筆道書である藤原伊行の『夜鶴庭訓抄』以下、世尊寺行能の『夜鶴書札抄』、尊円親王の『入木抄』、作者未詳の『持明院殿御家伝』、森尹祥の『書道訓』など、世尊寺流や青蓮院流そして持明院流といった各流派の筆道書を概観すると、例えば『夜鶴庭訓抄』は「能書人々」の冒頭で「弘法大師讃岐国人」と記しているように、いずれも空海を能書の筆頭として尊重してはいるのだが、いわゆる守護神ともいうべき特別な捉え方をしている記事は見当たらない。また、八条宮智仁親王が文禄四年（一五九五）に受けた持明院流筆道の伝授誓状には「入木一流相伝之事／一切不可他言者也／右旨令相違可背／伊勢両宮冥慮仍誓符／如件」[3]とあり、このほかの誓状をみても筆道の神として空海に誓うといった形式をとっていないのである。このように、その書跡が信仰的レベルまでの高まりを見せている空海は、筆道の各流派において神としての特別な捉え方はなされていなかったものの、能書の筆頭またはわが国の筆道の祖としての高い位置づけはなされているということができよう。

三　大師流の成立

ところで、わが国には大師流という筆道の流派が存在する。家熙が伝授を受けたという、前章で確認したような空海を祖とする大師流の発生について確認しておく。大師流とはその名の如く空海の筆法を継承すると称する流派であり、春名好重編『書道基本用語詞典』に「大師流は空海の書風を一面伝えているだけである（中略）しかし大師流では執筆

法と使筆法とが一定していて、だれがいつ書いても同じような書を書く。型にはまった書を書いている」とあるように、形式を重んじた筆道であった。大師流は基本となる十二の点画（十二点）を伝え、学ぶ者はその習熟に努めたのである。

大師流の成立や流れに関しては、大師流の能書でこの流派の当時の家元的存在であった上賀茂社の祠官藤木司直（もりなお）（一六八四―一七三八）が享保五年（一七二〇）に著した『入木道注進書』[4]の中で詳述している。この内容を簡略にまとめると、大師流の遠祖を後漢の蔡邕とし、その十七代のちの韓方明から空海へ筆法が授けられ、空海から嵯峨天皇→小野篁、のち数代の公卿を経て藤原佐理に相伝され、佐理→具平親王→昭平親王→藤原道長→藤原公任→藤原定頼へと続き、三代ののち源俊房へ、またさらに十八代の相伝ののち朝倉家に属していた曽我孝成へと系図は続き、孝成→飯河（ほんご）秋共→藤木成定、そして成定から著者司直の曾祖父にあたる藤木敦直へ相伝されるという流れになっている。

しかし、この『入木道注進書』では蔡邕から韓方明までの十七代、藤原定頼から源俊房への三代、そして俊房から曽我孝成まで十八代の過程が全て省略されている点が系図としては極めて不審である。[5] また寛政四年（一七九二）に成立した『書道訓』の中で著者森尹祥は「賀茂家数代の理運をいへば、敦直已前書跡に片言も見えず」、あるいは「司直注進ト云書物ハ行成卿ヲクハヘタリ、賀茂家混乱無極」と厳しく批判しており、成立や藤木敦直以前、すなわち江戸時代前期より遡る大師流の流れについては、不明な点が非常に多い。大師流の実際の成立については、『入木道注進書』にみえる越前の朝倉家に関わりのあるとされる曽我孝成が生きた中世末期に、弘法大師空海に対する信仰の広まりとともにその書風を慕う多くの者が空海の書風をもとに形成し、[6] のちに敦直が流派として確立したと考えられ、家熙の時代から見ればいくつか存在する書の流派の中ではしかるべき由緒を持たない新興の流派であるといえる。

なお、上賀茂社の神主賀茂能久が建保五年（一二一七）に真言密教の道場である神光院を建立しており、上賀茂社社

家の人々の間には早くから空海との関わりがあることをうかがわせている。藤木家や岡本家といった社家の人々が中心となって大師流を学び、のちに朝廷から書博士に任ぜられるのも、こうした歴史的背景によるものかもしれない。

ちなみに大師流における空海の位置は現存する伝授誓状によって知ることができる。それらには空海を筆道の神としているものも存在するが、[7]『入木道注進書』や誓状の中には空海を神としては捉えていないものもあり、空海の筆法を基礎とする流派において、空海の位置づけが統一されていない点は大変に興味深い。[8]

四　近衛家熙の空海憧憬と大師流伝授

それでは近衛家熙が大師流を学ぶまでの過程をおってみたい。前章において大師流の発生を中世末期であると想定した。このような新興の、しかも地下を中心に行われていた流派から廷臣筆頭の家熙は伝授を受けているのだが、家熙はなぜ権威ある伝授ばかりではなく、無名に近い[9]流派の伝授をも受けたのであろうか。その理由として、余人とは異なった空海に対する特別な憧憬の念が家熙の中に存在したからであろうと考えられる。

家熙は幼少の頃から書法の学習に極めて熱心であった。陽明文庫には延宝四年（一六七六）、家熙が十歳の時に書いた『新楽府』が伝えられている。この『新楽府』の家熙自筆識語には「道風之手本／一巻初学十歳／而書之」とある。また同じく陽明文庫蔵で延宝四年に家熙が書いた和歌の末尾に近衛家の侍臣寺田無禅（一五七四？―一六九一）の識語があり、そこには家熙の書風について「殆親近于野佐之両跡」とある。「野佐之両跡」とは小野道風と藤原佐理の書跡を指しており、これらから家熙は幼少の頃は三跡の書風を中心に学んでいたことがわかる。このころ空海の書跡を学んでいたということは記録や遺墨などからは確認することはできない。

こののちも書の研鑽を積んだ家熙は、貞享二年（一六八五）、十九歳の時に父である基熙から筆道伝授を受けた。この時の筆道とはどの流派なのかは具体的に不明であるが、基熙の日記『基熙公記』四月二十五日条には、「左幕下（家熙）勅額書方令相伝。此序少々入木之事等令伝授了（中略）抑入木之事、従後西院被伝下予」とあり、家熙が受けた筆道伝授は後西天皇から基熙を経て相伝されてきたものであり、少なくとも大師流の伝授ではないことがわかる。ここで家熙が筆道伝授を受けた理由は、額字の揮毫を可能にするためであったと考えられる。『夜鶴庭訓抄』には「額は第一大事也」との見解が示されている通り、古来より最重要視された額字の揮毫には伝授を受けた者でなければ「天罰をかうぶる」（『書道訓』）と考えられていた。こうした規制は廷臣だけに限らず、天皇もまた伝授を必要とした[10]。そして伝授を受けた同じ年に、家熙は初めて額字を揮毫しているのである[11]。

貞享二年に筆道伝授を受けた四年後の元禄二年（一六八九）、家熙は三跡とされる書跡を入手する。その顛末について『基熙公記』元禄二年八月十二日条には「内府（家熙）年来入木道殊執心、今度感得子細、非只事。弘法大師之加護也」とあり、ここで初めて家熙と空海との接点を見出すことができる。これ以後、書を通じた家熙と空海との関わりは急速に増加していく。翌年には家熙は空海の書跡を多く蔵する東寺へ行き臨模に励むようになる。次に挙げる記事は、後水尾天皇皇女にして家熙の母である常子内親王の日記の一節（『无上法院殿御日記』元禄三年三月二十七日条）である。

内府（家熙）東寺まいらるゝ。なぐさみにもなく、御筆はいけんしてうつしたきとののぞみ也。わかき人のしゆしやうなるおもひたちと、めでたさよろこぶ。今朝早々より出られ、日くれてやがてかへらるゝ。うつしどもみせら

る丶。ことの外のまんぞくがり也。めでたし〳〵。

この年に東寺へ通い始めた家熙は、のちも数回足を運んだことが『无上法院殿御日記』などから確認できる。家熙が直接出向いて書を学んだ場所は東寺と宇治の平等院以外には見当たらず、家熙が空海の書跡にいかに深く私淑していたかが理解されよう。

また、左の表は近衛家の陽明文庫に伝来している家熙が臨模した空海の書跡の一覧である。なお家熙が臨写したものは全て原寸大で、字形・点画・筆意を原本通りに書いている点も特筆に値しよう。

書写年代	空海の書跡の名称	備　考
元禄三年	与本国使請共帰啓	双鉤填墨。本紙高さ三一・九センチ。一部填墨。
元禄四年	真言七祖像梵号・漢名及び行状文	年代は『基熙公記』による。絹本。
	座右銘	双鉤填墨。書写年代は春名好重「近衛家熙」による。
年代不詳	与本国使請共帰啓	臨写。本紙高さ三一・八センチ。
	空海請来目録	臨写。「上新請来経」以下「観自在菩薩最勝明王心経一巻」まで。
	書譜	双鉤填墨。本紙高さ三一・一センチ。「互相淘淬至」以下十三行。
	風信帖(12)	臨写。本紙高さ三一・二センチ。
	風信帖	双鉤填墨。本紙高さ三四・三センチ。

益田池碑銘	双鉤填墨。「大和州益田」以下「日建池済民」まで。
益田池碑銘	双鉤填墨。『予楽院臨書手鑑』所収。「沙門」のみ填墨。
金剛般若経開題	臨写。本紙高さ二九・二センチ。「復次約求上」以下十一行のほか一篇。
金剛般若経開題	臨写。本紙高さ二七・三センチ。「復次約殺三」以下十行のほか二篇。
金剛般若経開題	双鉤填墨。本紙高さ三一・一センチ。「復次約求上」以下十一行のほか一篇。
南院切	『予楽院臨書手鑑』表五五所収。伝空海筆「新撰類林抄」断簡。
南院切	『予楽院臨書手鑑』表九五所収。伝空海筆「新撰類林抄」断簡。
南院切	『予楽院臨書手鑑』裏二一九所収。伝空海筆「新撰類林抄」断簡。
〔大手鑑一四二の臨写〕	『予楽院臨書手鑑』所収。「毒即普賢」云々十五字一行。
与越州節度使外経請内書啓	

※名称は春名好重『古筆大辞典』による。

このほか、『高野大師片仮名名号』（模写、二通）のように空海筆とされるも原本不明のもの、あるいは家熙の模本といわれている『十喩詩』（双鉤填墨）は識語に「寛文元年初秋日小鷺氏吉之」とあるように家熙筆とは現段階で断定できないものなど、陽明文庫には数多くの空海の書跡の臨写や双鉤填墨があり、書写年代も元禄三年を遡る可能性もあるが、管見の限り元禄三年、家熙が二十四歳の時に学んだ『与本国使請共帰啓』が最古のものといえる。そしてこの元禄

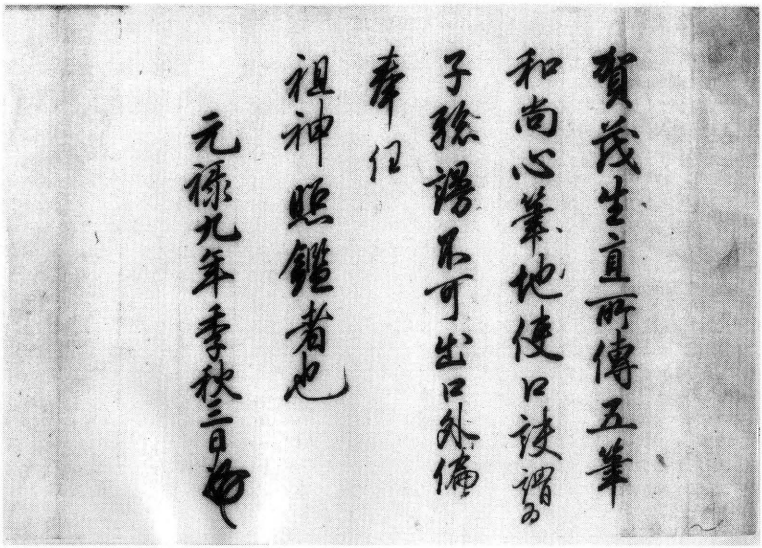

27.7 × 39.6（cm）

陽明文庫蔵　近衛家熙筆『家熙公筆道誓状』

三年とは、『无上法院殿御日記』で家熙が東寺に通い始めた年とまさに一致するのである。

こうして、早ければ元禄二年のころに空海に対する憧憬の念が芽生えたことは、右表で挙げた空海の書跡の臨写などの多さのほかに、家熙と空海との関わりを示すエピソードが元禄二年以降しばしばみられることからも伺い知ることができる。例えば元禄八年（一六九五）に家熙は霊夢を見て、当時は家原自仙という町人が所持していた『与本国使請共帰啓』を入手する逸話[13]や、自分の好みで独鈷の代わりに筆を持たせた空海の画像を描かせるといった逸話[14]、また晩年には揮毫の依頼を断っていた家熙が、享保十九年（一七三四）に空海の九百回忌が行われた際には祭文を書く[15]など、生涯空海に対する憧憬の念は強力なまま衰えることがなかったのである。

ところで、こうした空海に対する憧憬の念は何を契機として芽生えたか。そのひとつとして考えられるのは寺田無禅の存在である。無禅は遅くとも慶安二年（一六四

九）までには藤木敦直から大師流を学んでおり、のち家熙の幼少期に書の指導をした人はほかならぬ無禅であるので、[16]ある段階にいたって大師流に関する何らかの影響を家熙に与えた可能性が高い。さらに貞享二年の伝授も見逃せない。この伝授は大師流の伝授ではなかったが、二章において筆道の各流派は空海をわが国における能書の筆頭として特別視あるいは神聖視していたことを指摘した。つまり、家熙はこの伝授を境に空海の存在を急速に意識し始めたとも考えられる。筆道伝授を受ける貞享二年以前に書を通じた家熙と空海との関わりが見出せなかったのも、まだそのころには空海を意識していなかったからであろう。

このような空海に対する憧憬の念の昂まりから、新興であり地下を中心に行われているものであっても空海の筆法を伝えると称する大師流を学び、元禄九年（一六九六）に藤木敦直の孫である生直（なりなお）から大師流の伝授を受けるに至った[17]のであろうと思われる。こうした過程を経て、家熙は大師流の正式な継承者となったのであった。なお、のちに家熙は使筆法と点画との書き方が一定している大師流の書を専らにすることはなかったが、起筆などに大師流の影響をみることが可能である。

五　近衛家熙が与えた後世大師流への影響

前章で近衛家熙は大師流を専らにすることはなかったと指摘した。確かに家熙は、『伊都内親王願文』を霊元天皇に献上し「近代之能書」と褒賞されたり、中御門天皇が家熙筆の屏風を愛でて宸翰の勅書を下賜するなど、その書跡が称揚されることはたびたびあったが、書風はいずれも大師流ではない。こうしたことから家熙は一見大師流の能書ではなかったかにみえるが、実は大師流を他人に伝えるという指導者的な立場に位置しているのである。そこで家熙が大師流

を継承した意義及び後世への影響を、家熙から大師流を学んだ三人、すなわち藤木生直の子司直、岡本邦氏そして佐竹重威のそれぞれの事蹟から考えてみたい。

まず藤木司直についてであるが、『入木道注進書』には「生直はこれを前摂政関白大(ママ)政大臣近衛殿に授け、近衛殿の御手より私（司直）相続仕り候」とあり、また京都・西賀茂鎮守庵町の小谷墓地内に現存する司直の墓誌には「同六年（正徳六年）重受入木道於前摂政関白太政大臣家熙公」[18]とあるように、家熙との関係を随所で強調していることが注目される。司直は正徳五年（一七一五）に霊元天皇から「筆道本原」の号を、さらに享保十一年（一七二六）には江戸時代では最初に書博士に任ぜられており、一流派に過ぎなかった大師流はこのころ正式に朝廷内に入り込むのであるが、これら一連の背景には、廷臣筆頭たる家熙の力が大いに発揮された可能性が考えられる。司直が家熙との関係を随所で述べているのは、その結びつきを殊更に強調する意図があったであろうと考えられるが、近衛家と藤木家との親疎については近衛家歴代当主の日記や『雑事日記』などを繙いても現段階ではあまりはっきりしない。しかし『槐記』享保十六年正月十二日条に「賀茂ノ敦直ハ。近代ノ上筆ニシテ。並ブ人ナシ」とあり、家熙が藤木敦直を非常に高く評価していることから、その子孫である生直や司直を側近くに召し出したのかもしれない。いずれにせよ、司直が大師流を学び、また書博士に任ぜられるに当たり、家熙の影響が相当にあったことは間違いないものと思われる。

家熙から大師流を学んだ人々として、司直のほかに家熙の実子である大覚寺門跡寛深と近衛家諸大夫の佐竹重威とが、小笹喜三の「新修大師流系譜」で指摘されている。司直には子がなく、藤木家の子孫が大師流を継承することはなかったが、司直には花山院常雅や上賀茂社祠官の岡本邦氏などの門弟がおり、このうち邦氏が司直から大師流の伝授を受けたことは、司直の墓誌に「授書法於（中略）賀茂邦氏」とあるのをはじめ、同じく小谷墓地内に現存する邦氏の墓誌に

「受書法七箇大事於書博士甲斐守賀茂司直」と刻されていることから事実として確認でき、正式な大師流継承者のひとりであったことがわかる。そしてこの邦氏には、家熙との密接な関係がはっきりと認められるのである。

岡本邦氏（一七〇二―一七六五）が十五歳の時に近衛家に初めて仕えたことは『雑事日記』享保元年（一七一六）八月九日条に「岡本八之丞（邦氏）儀、御奉公人に被仰付、其名を要人と御改」とあることにより判明する。のち『台草彙編』（享保十九年成立）跋に「丹波頼庸朝臣・賀茂邦氏、皆咫尺台階」とあるように家熙のかなり側近くに仕えたようで、時には写生画家として名高い渡辺始興とともに家熙から絵画論を学ぶ[19]など、かなりの芸術的薫陶を受けていたようである。また、近衛家の菩提寺のひとつである京都・西王寺蔵の『看聞秘鈔』巻二に記されている岡本家の略系図には「邦氏要人仕家熙公御側勤仕」とあって、ここにも家熙と邦氏との密接な関係を見出すことができるのである。享保十一年に至ると、柏原藩主織田氏や安濃津藩主藤堂氏へ近衛家からの書状を執筆するにまでになっており[20]、このころまでには能書としての力量がかなり認められていたと思われる。このように、日常的に近侍した邦氏が司直からばかりでなく家熙からも筆道、特に大師流を学んでいたとしても不思議ではあるまい。邦氏が書博士に任ぜられ[21]、後桜町天皇即位式の万歳旗を揮毫するなどの大師流の能書として数々の活躍をみせるのも[22]、家熙の影響が大であったといえる。

佐竹重威（しげのり）（一七一七―一七九九）については、すでに小笹喜三の系譜で家熙から大師流を学んだことが指摘されているが、改めて両者の関係について確認しておく。京都・田中下柳町の常林寺内に現存する重威の墓誌に「姓中原氏（中略）事准三宮　家熙公有年」とあるほか、文化三年（一八〇六）刊の家熙筆『仏説教誡経』（墨拓本）に重威に関して「公（家熙）親授以書法、亦名一時、擢書博士」とあることから、家熙の側近くに仕え、直接書法を学んだことは疑う余地がない。重威は宝暦十年（一七六〇）に家熙の孫の内前の命によって近衛家の諸大夫に取り立てられて中原から佐

竹に改姓、名も重篤から重威へと改めており[23]、安永五年（一七七六）には上賀茂社とは関わりのない者として唯一書博士に任ぜられている。佐竹家からはのちに書博士に任ぜられる者こそいなかったが、大師流の能書を輩出し、近衛家の人々はこの佐竹家から大師流の書を学んでいることが多い。重威が大師流を学び、上賀茂社とは所縁のない者としてただひとり書博士に任ぜられた背景にも、司直や邦氏と同様、家熙の影響が認められよう[24]。

ところで、家熙は晩年になると朝儀典礼を知る上で典範とされた『大唐六典』の校訂に情熱を傾け、家熙没後の元文四年（一七三九）に作業は完成した。この作業にまつわる記事として『看聞秘鈔』巻三に「真覚公（家熙の法名）御念願六典、昨夕迄成就（中略）筆者岡本要人・中原織部」、また同書に「六典御成就に付為御祝儀（中略）紫石唐硯白銀五枚岡本要人江、一金五両中原織部へ」とある。筆者のひとり「岡本要人」は邦氏であることは言うまでもないが、「中原織部」なる者は、『御用部屋日記繰出』宝暦七年八月九日条に「中原織部、東市佑従六位下　宣下之事」、そして宝暦十年正月二十二日条に「中原東市佑、以佐竹称号諸大夫御取立」とあることから、中原織部は中原重篤すなわち佐竹重威であることがわかる。邦氏と重威との二人が『大唐六典』の筆者となり得たのは、家熙の筆法や書風を継承しているからであろう。特に『大唐六典』の凡例には「殿下以之属者命書史某等分巻謄写」とあり、二人が家熙に近侍し影響を受けていたことを物語っている。『大唐六典』は謹厳な楷書で書かれており直接大師流とは関わりを持たないが、その側近であった二人が揃ってのちに書博士に任ぜられていることを考えると、家熙と大師流とを結びつける象徴的な出来事といえそうである。

このちの江戸時代後期になると、流派としての発生が不明瞭だった大師流は隆盛期を迎える。光格天皇は大師流を学びかなり熟達していたとされるほか[25]、現存する多くの懐紙や短冊などがそれを証明する。そして小笹喜三の系譜により、

特に邦氏の系統から大師流を学ぶ者が権門貴紳をはじめ地下に至るまで非常に多く存在したことがわかる。[26] このように家熙から直接書を学んだ三人がそれぞれ大師流の能書として書博士に相次いで任ぜられ、その系統から大師流を学ぶ者が非常に多かったということは、大師流の隆盛には家熙が大きく関与しているということである。

さらに、家熙が大師流の能書として考えられていたことを裏付けるものとして、やはり大師流の能書であった妙法院門跡の真仁親王（一七六八―一八〇五。小笹喜三の系譜では邦氏の孫弟子に当たる）の言として、村田春海の『仙語記』に

近頃の堂上にては近衛の予楽院、善書にてありしなり。其道をあつく好める人にて、東寺に伝はりたる古代の文書をもみづから数日かよひて写し、又宇治の平等院の扉の色紙かたに具平親王の詩をかゝれたるがありしも、ことさらに足代を作りて九日かよひてうつしをはり也（ママ）おほせらる。

とあるように、真仁親王が家熙の実名を挙げて称揚していることや、あるいは大師流の基本である十二点を学ぶ際に、家熙の四代のちの近衛家の当主基前などは家熙が書いた十二点を双鉤填墨して学んでいることが挙げられる。[27] 家熙の書跡は後世に至るまで大師流の手本としても実際に使用されており、大師流の能書としての家熙の位置も非常に高かったものと思われる。

家熙は藤原時代の書跡を中心に書を学ぶことに専心努力し、自らの書風を確立したと説明されることが多い。勿論これは事実であり、上代様に基づく優美典麗な遺墨類に我々は驚かされる。しかし一方では新興の大師流を継承・相伝す

ることにより、結果として先に述べたような大師流隆盛の一翼を家熙は担っていることから、大師流において家熙がその継承に関与した意義は極めて大きく、無視できない重要な存在であるといえよう。

・本稿引用史料は、以下の諸本に拠った。

陽明文庫蔵『基熙公記』同『无上法院殿御日記』同『雑事日記』同『御用部屋日記繰出』更衣山西王寺蔵『看聞秘鈔』＝以上東京大学史料編纂所蔵写真及び謄写本。『遍照発揮性霊集』＝日本古典文学大系。『夜鶴庭訓抄』『書道訓』＝『日本書画苑』。『仙語記』＝続日本随筆大成。『槐記』＝東坊城家本（明治三十三年刊）。

注

（1）小笹喜三（燕斎）『書道大師流綜考』（昭和十六年刊）がある。この著作は図版を多く掲載し、大師流について総合的に言及したものである。

（2）『二中歴』「嵯峨天皇弘仁九年戊戌懸諸門額」には、「南面并談天門弘法大師」とあり、空海は「南面」すなわち美福門・朱雀門・皇嘉門と、西面の談天門の四つの門の額字を書いたことになっている。

（3）大道寒渓「持明院流入木道」（『美術・工藝』通巻十七号、美術・工藝編輯部、昭和十八年）所収。

（4）前掲『書道大師流綜考』所収。

（5）『日本書画苑』には、系図として省略のない「弘法大師書流系図」が収載されているが、春名好重は『能書百話』の中でこの系図には疑問が多く、また藤木敦直の書法の伝流も詳らかでないと指摘している。

（6）春名好重『日本書道史』（淡交社、昭和四十九年）。

（7）「野山大師御流之書法今正所受口授也（中略）入木高祖弘法大師宝前」（延宝七年鷹司房輔誓状、宮内庁書陵部蔵）、「右於

致違犯者可蒙日本国大小神祇殊筆祖弘法大師御罰者也」（安永六年佐竹重威七箇条誓状案、陽明文庫蔵）など。

（8）『入木道注進書』では「自今藤孝の君を此道の守護神と仰申べきよし御契約あり（中略）藤孝君を守護神と崇申事に御座候」とあり、藤木司直は大師流における神に細川藤孝を想定していたようである。

（9）近衛基熙は『基熙公記』の中で大師流を学んだ花山院定誠に対し、「彼内府（定誠）入木之事、誰人相伝之哉、不審」（貞享三年九月十八日条）と述べているように、この頃の宮廷での大師流の認知度は低かったと思われる。一方で『書道大師流綜考』には大師流に関わる内容を記した有栖川宮幸仁親王の花山院定誠宛書状が掲載されており、小笹喜三はこの書状について元禄三年のものであるとの見解を示している。書状の内容や小笹説に従えば十七世紀後半の宮廷の一部では大師流が行われていたということになる。

（10）『基熙公記』元禄十一年七月十六日条には霊元天皇から東山天皇へ筆道伝授がなされた記述があり、そこには伝授が行われた理由として「為今度勅額也」と記している。

（11）家熙の額字の揮毫に関する記事としては「肥前国筥崎八幡宮額（中略）亜相（家熙）今度之額、全被作出之間」（『基熙公記』貞享二年十月一日条）、「摂州伊丹村余所領有牛頭天王（中略）内府（家熙）被書之」（『基熙公記』貞享三年八月十三日条）などがある。

（12）寛政四年（一七九二）柴野栗山・住吉広行が幕命によって京都及び山城国・大和国の寺社を調査した宝物の目録である『寺社宝物展閲目録』には、「風信帖」の名称は用いられておらず、「尺牘三種一巻」と著録されている。従って家熙在世当時はまだ「風信帖」と命名されていなかったことがわかる。

（13）陽明文庫蔵『家熙公御筆』（二通）及び『无上法院殿御日記』元禄八年八月二十日条。

（14）『槐記』享保十六年正月十二日条。

（15）『槐記』享保十六年二月二十六日条ならびに陽明文庫蔵『弘法大師九百年忌祭文』による。

（16）春名好重『日本書道史』（淡交社、昭和四十九年）。ただし、寺田無禅は大師流を能くしただけでなく、上代様の能書としても知られている。

（17）陽明文庫蔵『家熙公筆道誓状』による。図版参照。

（18）今回の調査では岡本邦氏と佐竹重威との墓は現存ならびに墓誌を確認したが、藤木司直の墓のみは未調査のため、本文に

引用した司直の墓誌のみ寺田貞次『京都名家墳墓録』に拠った。

(19) 「今日御掛物ドモ（引用者註。狩野探幽・永真など）ノ虫払ニテ。数十幅拝見ス。求馬（渡辺始興）・要人同伴ニテ。其名筆・上筆ノ味ヲ述ラル」（『槐記』享保十六年六月二十五日条）。

(20) 『雑事日記』享保十一年十二月二十五日条。

(21) 岡本邦氏に関して、書博士に任ぜられたことを全く触れていない記述もあり、邦氏が第二代目の書博士に任ぜられたか否かについては今後さらに検討を要するが、本稿では先行研究に従って邦氏は書博士に任ぜられていたとしておく。

(22) 岡本邦氏の墓誌ならびに『賀茂社家系図』第一による。

(23) 小笹喜三自筆の「近衛家家臣譜（安永年間調）」による。

(24) 佐竹重威の墓誌や佐竹重威筆道誓状（陽明文庫蔵）により、重威は初め藤木司直に大師流を学び、のちに大炊御門家孝から伝授を受けている。

(25) 「宸翰」展図録解説（茶道美術館、平成二年）による。

(26) 近衛内前が岡本邦氏から大師流の伝授を受けていることは、陽明文庫蔵の『内前公筆道誓状』に「賀茂邦氏所伝五筆／和尚心筆地使口訣謂為／子孫謾然不可出口外偏／奉任／祖神照鑑者也／延享三年仲冬六日（花押）」とあることから判明する。また幕末期の二条斉敬、あるいは三条実万や三条実美らも大師流を学んでおり、その師匠を「新修大師流系譜」に沿ってそれぞれ辿っていくと邦氏に行き着く。

(27) 「右使筆法双鉤者、以予楽院台翰令模写者也」（近衛基前筆『使筆法双鉤』、陽明文庫蔵）など。近衛家熙自筆の十二点は未見。

付記

本稿は平成十七年十一月十二日に行われた第四〇〇回慶應義塾大学国文学研究会での口頭発表にもとづくものである。本稿を成すにあたり、資料の閲覧ならびに掲載を快諾してくださった財団法人陽明文庫の文庫長・名和修先生に深謝申し上げる。また慶應義塾大学の岩松研吉郎先生、佐々木孝浩先生、国士舘大学の細貝宗弘先生には御示教を賜り、多くの恩恵を蒙った。ここに記して感謝の意を申し上げる。